

旅客運送約款(海外発着クルーズ)

プリンセス・クルーズ旅客運送約款

重要:以下の旅客運送約款を注意してお読みください。この約款は、法律の範囲内において、貴殿と運送人との間のあらゆる取扱いを定め、貴殿の法的権利に影響し、貴殿を拘束することになります。特に、医療及びその他の個人的サービスに関する第 12 条、運送人の責任の制限及び訴訟仲裁に関する貴殿の権利に関する第 13 条から第 15 条を精読して頂きますようお願いいたします。

第1条 総則:定義及び準拠法

クルーズを予約した時点で、各乗客は本約款の条項を明確に同意したものとします。クルーズ代金を受領した時点で、運送人は本約款の条項に基づいて乗船券面に記載される氏名の乗客を本クルーズに受け入れます。

貴殿は、本約款で明示的に規定される場合を除き、運送人と貴殿との間のあらゆる紛争の解決にあたっては、法律の原則の選択にかかわらず、米国の一般的な海事法が排他的かつあらゆる点において適用されることを認め、これに同意します。ただし、米国外で発生する死亡に関わる場合は、例外的に、公海上の死に関する法律(46 USC § 30301)が排他的に適用されます。このような海事法が適用されない限り、本約款およびその関係から発生する請求又は紛争に対しては米国カリフォルニア州法が適用されます。貴殿は、この準拠法の選択に関する規定が、これと相違するあらゆる州又は国の法律の規定に優先し、それにとって代わることに同意します。

本約款は、貴殿とカーニバル・ピーエルシー(以下、「運送人」といいます)の間の完全な理解及び合意を構成し、かつ、口頭によるか書面によるかを問わず、または黙示的か否かを問わず、貴殿と運送人との間の以前の一切の表明または合意に優先します。本クルーズが貴殿自身により購入されたものであれ、第三者によって、貴殿のために購入されたものであれ、本約款は貴殿と運送人の間の関係を規律するものであり、運送人が署名した書面によってのみ変更することができます。貴殿は e チケットを含む乗船券を第三者に売却、譲渡、移転、信託譲渡又は抵当権設定をすることができません。また、乗船券に名前を記載された者以外の何人に対しても、乗船券の使用を許してはなりません。「eDocs」とは、貴殿のトラベル・サマリー(旅程表)、乗船券及び手荷物タグを意味します。これに反したときは、貴殿は、これより生ずるいかなる結果について連帯責任を課されることとなります。本約款のある部分又は条項が無効、違法又は執行不能のときは、かかる無効、違法又は執行不能はその部分に限定されるものとし、下記第15条(B)(ii)に定める場合を除いては、当該無効、違法又は執行不能の規定は、本約款全体又は本約款のその余の条項に対していかなる影響も与えず、完全な効力を持つものとし、

貴殿と運送人は、本約款の効果として、特定の第三受益者が権利及び免責を得ることに合意し、またそれを意図しています。具体的には、本約款(第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条の規定を含むが、これらに限定されない)の下で運送人に認められる一切

の権利、免責、防衛、免除は、かかる権利、免責、防衛、免除の目的においてのみ「運送人」と見なされる以下の個人および法人の利益のために効力を生じます。

本約款に規定する運送人の抗弁、責任制限及び権利において、「運送人」とは、乗船券に記載された船舶、(又は代替船)、貴殿が運送人又は代理人又は船員の指示に従い実際に乗船した船舶、その船主、運航者、管理者、傭船者、代理店及び、それらの関連会社、乗船券の販売代理店であるカーニバル・ジャパン、並びに、その役員、乗組員、水先案内人、代理店、又は、従業員、並びに、全ての店舗営業権者、外部契約業者、船舶建造者、及び、海上で供給されたか陸上で供給されたかを問わず、船に付属するか、あるいは、船主、運航者、管理者、代理店、傭船者、契約業者又は店舗営業権者が所有又は運用する部品、汽艇、器具、舟艇又は設備の製造会社を含みます。オーシャン・コンパス・メダリオン・プログラムに参加するお客様に対しては、さらに別の利用規約(以下を参照してください)も適用されます。

「本クルーズ」とは、本約款あるいは本約款に基づいて変更された約款に従って発券された予約確認書、明細書及び/又は乗船券に記載される乗船港から下船港までの予定航海を意味し、航空機、鉄道、陸上輸送又は海上輸送、陸上旅行と航海のパッケージ商品の陸上での宿泊、本クルーズ代金に含まれる宿泊、並びに、クルーズに関連し、あるいはクルーズ中に提供される催し物、寄港地観光、ツアー、港湾施設を含みます。

「本クルーズ代金」とは、貴殿が本クルーズのために運送人に対して支払うべき金額の総額を意味します。本クルーズ代金は、本クルーズ、乗船中の予定された食事及び宿泊、番組放映料、及び/又は運送人が加えるその他の旅行料金、客室勘定付及び/又はクレジットカード付とされる諸費用を含みます。本クルーズ代金は、ビール、ワイン、酒類、ソーダ又はその他のボトル入り若しくは特製の飲料、チップ、予約の過程で購入されたトラベルプロテクション又は本クルーズ中又は関連するその他の付随的な商品、活動、観光、輸送又は個人的サービスの料金、租税、手数料、港湾費用、航空機又はその他の運送サービス費又は手荷物運賃を含まず、これらについては別途料金が課される場合があります。運送人は、代金がすべて支払われていても、実際の航海時における運賃又は燃料費の増額分を請求できるものとします。

「貴殿」「乗客」とは、本クルーズを購入又は予約した者、及び、その者が監督する者を意味し、未成年者、相続人、親族、代理人を含みます。クルーズを購入又は予約した乗客は、全ての同行者から本約款に規定されている全ての条項を承認及び同意する権限が与えられていることを表明します。

租税、手数料及び港湾費用とは、運送人が用いる場合には、国内及び/又は外国の政府機関又は準政府機関によって同社に課される全ての手数料、利用料、通行料金及び税金、並びに船舶が港湾又は港に留まることで生ずる第三者の手数料及び費用を含みます。租税、手数料及び港湾費用は、税関手数料、通行料金、人頭税、港湾使用料、港湾設備使用料、埠頭使用料、検査料、水先料、空港税、陸上のツアーで発生する宿泊税若しくは付加価値税又は税関審査料、及び、内国歳入庁費用、同様に、航行指示、碇泊、港湾荷役、手荷物の保管・貯蔵及びセキュリティ

ティサービスを含みます。港湾費用は、水先案内、碇泊、荷役、手荷物取扱/保管及びセキュリティサービスに関連して第三者に支払われる料金を含みます。租税、手数料及び港湾費用は、乗客単位、バス単位、トン単位、船舶単位のいずれかの基準で賦課されます。トン単位又は船単位により計算される課税負担は、船上の乗客の数に振り分けられます。租税、手数料及び港湾費用は変更される可能性があり、運送人は、当該料金がすべて支払われていても、航海中、増額分の支払いを求める権利を留保します。

第2条 乗客の義務

A 貴殿は乗船する前に、以下の手続きを履践しなければなりません。

(i) 本クルーズ代金を支払うこと。

(ii) 本約款の内容を理解すること。

(iii) パスポート、査証、国籍証明書、再入国許可書、未成年者に対する許可書、必要な予防接種を受けたことを示す医師の証明書、その他貴殿が旅行する国の寄港地で必要とされる全ての書類等の旅行関係書類を持参すること。

乗客は、必要に応じて適切かつ有効な旅行関係書類を取得し、利用できるようにする責任があります。必要書類を決定するために、旅行代理店又は適切な政府当局に問い合わせることをお勧めします。貴殿が適切な書類を持参していない場合、貴殿は、各種の払戻、支払、補償、又は与信供与がされることなく、乗船を拒否され又は下船させられ、かつ、書類が不適切であった又は法令を遵守しなかったために発生し、運送人が負担した罰金その他の費用を負担するものとし、その金額は貴殿の客室勘定又はクレジットカードに請求されます。

西半球海外渡航イニシアチブ(「WHTI」)が適用されるクルーズ(バミューダ、カナダ、カリブ海、メキシコ、米国域内の航海を含む)において、未成年者に同伴する成人が1人の場合のパスポートに関する条件

未成年者が21歳以上の成人1人と共に旅行する場合、運送人は全ての乗客に対して有効なパスポートの所持を義務付けています。これは1人または複数の乗客が米国外の港で下船しなければならない緊急事態が発生した場合に、同伴者一行が全員一緒にいることができるようになるためです。運送人は、同伴者全員がWHTIに準拠した文書または出生証明書を所持していなければ、一緒に下船することを許可しません。

(iv) 予定出港時刻あるいは変更出港時刻の少なくとも二時間前には集合し、貴殿がすべての必要書類を所持すること。各荷物に運送人の手荷物札を付けること。

(v) 貴殿と貴殿が監督する者が本クルーズに適しているか確認すること(第8条参照)。

B 貴殿は、乗船時に、乗客サービス係や乗務員係において、各種代金を貴殿の客室料金勘定に付けるために、有効なクレジットカードその他の承認可能な支払方法を登録しなければなりません。

C 貴殿は、下船前に、客室勘定に付けられた全額を完済しなければなりません。

運送人は、貴殿が上述の条件を満たさなかったことか生ずる払戻、支払、補償又はいかなる種類の与信、又は損害について責任を負いません。

第3条 安全及び保安に関する通告

運送人は世界中の多くの国の多くの港に寄港します。戦争、テロ、犯罪、天災、内乱、労働争議、及び／又はその他危険を及ぼす潜在的要因によって、いつでも世界中で「トラブルスポット」となる地域が存在します。現地の状況及びインフラも、下船中、乗客に対する危険を発生させることがあります。したがって、予定されていた航海や寄港の中止や変更、本クルーズに関連した催し物の中止や変更も必要となるかもしれません。運送人は、貴殿に対して乗船中の快適性及び安全性について合理的な保護を提供するための努力を行いますが、運送人は、戦争、テロ、犯罪その他危険を及ぼす潜在的要因に係る全ての危険を回避することを保証はできません。乗客が、最終的には、陸地にいる間の行動について自己責任があることを自覚して頂かねばなりません。米国国務省およびその他類似の政府機関は、旅行者のリスクについての当該機関の認識に従って、旅行者に対し、定期的に、特定の都市および国の現地の状況を詳細に記載した勧告および警告を発出しています。運送人は、乗客及び旅行代理店が旅行の決定を行う際に、外務省又はその他類似の政府機関により発出される渡航情報及び警告を検討することを強く推奨します。可能性は高くないものの、船舶は、実際の戦争、戦争類似の活動、又は敵対行為に直面する可能性があります。運送人は、航行時にライトを点けるか否か、平常時における航行、貨物又はその他の事項に関する慣習的な慣行や規則から逸脱するか否か、或いは、航行時に武器又は護衛を付けるか否かなどの判断を含め、あらゆる種類の安全上の懸念に対応する絶対的な権利及び単独の裁量を有するものとします。

船舶への乗船又は他の輸送手段の利用には固有のリスクがあります。このリスクには、例えば、緊急時には船舶又は他の輸送手段から避難しなければならないこと、荒海の場合には船舶又は他の船舶の中を動き回らなければならないこと、並びに十分な医療サービスを受けられないことが含まれます。病人、精神的又は身体的な障害がある方にとっては、これらのリスクがより重大なものとなります。例えば、一部の乗客にとっては、船舶、他の輸送手段又は陸上の施設の全ての領域にアクセスすることは困難又は不可能であると考えられます。また、本クルーズ中の医療救助は、それが海上で行われるか否か、連絡船により行われるか否か、又は予定された旅程から逸脱した形で行われるか否かにかかわらず、乗客への危害の危険性を増大させるおそれがあり、様々な理由により実行できない場合があります。運送人は、その単独の裁量を誠実に行使して、船舶からの医療救助を行うか否か、並びにいつ行うかを決定する権利を留保します。

第4条 予約及び乗船を拒否する権利: 予約の取消し: 客船での待機又は下船

運送人は、正当な理由の有無、乗客のキャプテン・サークルのロイヤルティレベル又は既存の利益の有無にかかわらず、いかなる者に対しても本クルーズの乗船予約を拒否し、又は貴殿の本クルーズの予約を取り消すことができる権利を留保します。予定された出航前に運送人によって予約又は乗船を拒否された者に対しては、本クルーズ代金が返金されます。キャプテン・サークルのポイントには金銭価値はなく、現金との交換はできません。運送人は、もし、運送人、船長又は医師の意見により、貴殿又は未成年者又はクルーズ期間中貴殿が監督をする者が、何らかの理由でクルーズに適さない場合、貴殿が乗船することで自身の健康を害し又は快適・安全に過ごすことができなくなる場合、貴殿によって他の乗船者の健康が害され又は快適に・安全に過ごすことができなくなる場合、もしくは船長の判断が相当であるとされる場合には、貴殿を下船させ、又は、乗船を拒否し、別室で待機させ、隔離し、行動を制限し、部屋を変更し、又はいかなる時でも貴殿を下船させることができます。この場合には、本約款に別段の規定がある場合除いて、運送人から、払戻、支払、補償又は与信の供与を行うことはございません。運送人は、貴殿の健康状態が旅行に適していることを証明するレターを貴殿の医師に要求する権利を留保します。しかし、そのレターを要求しても、本条で規定する貴殿を下船させ、乗船を拒否する権利を放棄するものではありません。もし貴殿が傷害、疾病、障害若しくは政府又は当局の行為が原因で、若しくは運送人が責任を負わないその他の理由によって、本船内又はその他の場所にとどまることを要求されたときは、貴殿は、貴殿又は貴殿の同伴者についての食事、輸送、宿泊、医療及び／又は本国帰還費用を含む上記の結果として発生したコスト及び費用を運送人に支払又は補償しなければなりません。クルーズの最終日までに妊娠 24 週目に入る乗客は、クルーズを予約せず、乗船しないことに同意し、運送人が上記の者の乗船を固く禁ずることを理解し、同意するものとします。もし、運送人が、本条で述べた理由から事前に貴殿の乗船を拒否する場合でも、第 6 条に従って、乗船拒否時に払い戻されるものとし、運送人はそれ以上の責任を負いません。もし、貴殿が、クルーズ期間中何らかの理由で旅行に適さなくなった場合、及び／又は貴殿が途中で下船した場合には、運送人は、一切の払戻、支払、補償、与信の供与、損害について責任を負いません。

第5条 資格要件: 飲酒、たばこ、賭け事、アルコール飲料

アラスカ、カナダ & ニューイングランド、カリブ、メキシコ、中国、(大西洋横断は除きます)、日本(周遊)及びパナマ運河の旅程の乗客の最低年齢は 6 か月とし、これらを除くすべての旅程における乗客の最低年齢は 12 か月とします。運送人は、最低年齢を下回る年齢の乗客又はクルーズの最終日までに妊娠 24 週目に入る乗客の予約を受け付け、又は、そうした乗客を輸送することはできません。運送人は、最低年齢を下回る乗客又は妊娠の段階が進行していると判断される乗客の輸送を拒絶する権利を留保し、運送人は、かかる拒絶及び／又はかかる乗客の輸送に関連して生じた一切につき責任を負いません。日本及びシンガポールを運航するクルーズでは、20歳未満の乗客は、20歳以上の乗客と共に旅行しなければなりません。オーストラリアを航行するクルーズでは、特定の年齢制限が適用されますので、乗客は、詳細について、旅行代理店に相談するか、旅行パンフレットを参照してください。その他全てのクルーズについては、21歳未

満の乗客は、21歳以上の乗客と共に旅行しなければなりません。複数の客室を予約した家族及び団体の場合、両親の一人又は法定後見人と一緒に旅行していることを条件として、各客室のうち少なくとも一人は16歳以上でなければなりません。運送人は、当社の最低年齢要件を満たさない学生又は若者のグループによるグループ予約を受け付けることはできません。乗客は、自分の監督のもとにある乗客が運送人及び本船の規則を厳格に遵守するように、監督することを同意し、保証します。

21歳未満の乗客は、本クルーズ期間中、アルコールを購入、所持又は消費することができません。18歳未満の乗客が客船内でギャンブルに参加し、タバコまたはタバコ製品を購入することは許可されていません。一部のクルーズでは飲酒の最低年齢が21歳未満である場合があります。各乗客はクルーズ期間中、客船内の飲酒年齢制限を厳守することに同意します。船内は禁煙であり、喫煙は指定された場所でのみ可能です。屋外の喫煙エリアは、明確に掲示されています。客室及びバルコニーでは、喫煙が禁止されています。乗船中の喫煙に関する定めに違反した場合、違反1回毎に250米ドルの罰金が発生し、貴殿の客室勘定に付けることとなります。違反が繰り返されたときは、貴殿は、クルーズの終了以前に、一切の料金を払い戻すことなく、下船させられることがあります。電子たばこは、当該乗客の客室内（バルコニーは含みません）及び指定された喫煙エリア内のみで使用することができます。

乗客は、飲酒年齢にある大人一人につきワイン1本又はシャンパン1本（一航海につき750ミリリットル以下）以外には、乗船中飲酒するためのアルコール飲料を持ち込まないことに同意します。個人のワイン又はシャンパンについては、貴殿の客室においてのみ飲むことができます。追加のワイン又はシャンパンのボトルは歓迎いたしますが、これらがどの場所で消費されることを意図していたかに拘わらず、ボトル一本につき15米ドルの開栓料がかかります（通知なく変更することがあります）ます。運送人から貴殿に対してギフト用として提供されるワイン又はシャンパンは開栓料の対象となりません。リキュール、蒸留酒又はビールは許可されません。乗船の際、全ての手荷物が検査の対象となり、許可された量を超えるアルコールを含む禁制品は全て没収され、廃棄されます。手荷物に鍵がかかっている場合、貴殿は検査への立会を求められる場合があります。運送人は、陸上の警備員にアルコール飲料を没収されても責任を負いません。没収されたいかなるアルコール飲料も、返金や交換の対象にはなりません。貴殿は、船内のギフトショップ又は寄港地において免税で購入したアルコール飲料を運送人に一時保管させることに同意し、航海の最終日に貴殿の客室に配送されます。

本クルーズの最終日まで妊娠24週目に入る乗客は、本クルーズを予約せず、また乗船しないことに同意します。貴殿は、スパ施設の使用など、本クルーズ中利用可能な催し物、サービス又は設備利用に要求される年齢、性別その他の資格要件を受け入れることに同意し、かつ、貴殿の監督下にある未成年によるこれらの施設の利用についても監督することに同意します。参加者の安全とよりよい実施のために、船内でのさまざまな催し物、サービス又は設備利用には年齢制

限が設けてあります。運送人及び場合によって外部業者は、状況に応じて、安全上又はその他の正当な理由により、クルーズ中の催し物の資格要件を変更する権利を留保し、乗客はこれを遵守することに同意します。

第6条 貴殿の都合による取消、払戻: 貴殿の旅行代理店

[キャンセルポリシーを見る \(英語サイト\)](#)

貴殿が、貴殿のクルーズ、クルーズツアー、又はクルーズ・プラス・パッケージを取り消した場合は、取消料(第3寝台と第4寝台を含む)をお支払いいただく必要があります。取消料の額は、租税、手数料及び港湾費用、移転費用、追加料金、寄港地及び陸上の観光、並びに事前購入されたギフト及び/又は特別サービスを除く、運賃によります。貴殿は本条に定める場合を除いて、払戻、支払、補償等の権利を有しません。払戻がされる場合には貴殿のクレジットカード勘定又は貴殿の旅行代理店に直接なされ、貴殿はそこから払戻金を受領することになります。貴殿は電話又は運送人が承認したコンピューター予約システムを通じた電子的方法によって取り消すことができます。ただし、運送人に対し、その後、速やかに、書面による取消の確認をする必要があります。かかる場合には、取消は、貴殿が取消を連絡した日の日本標準時における業務終了時刻に効力が生じたとみなされます。

取消がされた場合は、他のクルーズ/クルーズツアーで客室を販売する機会が減少したことを意味する場合があります。そのため、貴殿の客室が再販売されたか否かにかかわらず、以下のスケジュールが記載された取消料が適用されます。貴殿は、貴殿の取消により運送人が被る損失を定量化することが極めて困難又は不可能であること、並びに運送人の取消ポリシーで定められた取消料が約定損害賠償額として公正かつ合理的な査定額を表していることに同意します。取消料の金額は、クルーズ/クルーズツアーの航海の長さ、並びに、クルーズ/クルーズツアー及びクルーズ・プラス・パッケージの取消の時期に基づいて変化します。

5日以内の航海		
本クルーズまたはランドパッケージの出発前の日数	評価項目	取消料
75日以上	なし	なし
45日～74日	本クルーズ代金	予約金の金額
29日～44日	全項目	全額の50%
15日～28日	全項目	全額の75%
14日以下	全項目	全額の100%

6日以上24日以内の航海(ワールドクルーズ区間を含む)		
本クルーズまたはランドパッケージの出発前の日数	評価項目*	取消料
90日以上	なし	なし
57日～89日	本クルーズ代金	予約金の金額
29日～56日	全項目	全額の50%

28日～15日	全項目	全額の75%
14日以下	全項目	全額の100%
<p>*項目:本クルーズ、クルーズツアー、クルーズ・プラス・パッケージ、事前購入済みギフト/特別サービス。</p> <p>^乗客がデポジット割引プロモーションで予約した場合、初回の取消料は、請求されている予約金/支払済み予約金の金額を超えないものとします。</p>		

25日以上の航海(フル・ワールドクルーズおよびワールドクルーズ区間を含む)		
本クルーズまたはランドパッケージの出発前の日数	評価項目*	取消料
120日以上	なし	なし
90日～119日	本クルーズ代金	予約金 [^] の金額
64日～89日	全項目	全額の50%
43日～63日	全項目	全額の75%
42日以下	全項目	全額の100%
<p>*項目:クルーズ、クルーズツアー、クルーズ・プラス・パッケージ、事前購入済みギフト/特別サービス。</p>		

全てのクルーズ前及びクルーズ後のホテル・パッケージ(すべての日数の航海)

休日出発前の日数 ¹	取消料
57 日以上	なし
56 日～29 日	全額の 50%
28 日～15 日	全額の 75%
15 日未満	全額の 100%

¹ご出発日は、クルーズ、クルーズツアー、ホテル・パッケージの開始日のうちいずれか早い方を意味します。

²乗客がデポジット割引プロモーションで予約した場合、初回の取消料は請求されている予約金／支払済み予約金を超えないものとします。

取消規定が適用されない場合

A. 貴殿が、予約金が支払時から 100% 払戻が認められない特別価格の商品を購入し、予約を取り消した場合、いかなる状況でも、予約金について払戻、支払、補償、又は、与信を受ける権利を有しません。

B. 貴殿が、支払時から 100% 払い戻されない特別価格の商品を購入し、貴殿が予約を取り消した場合、本クルーズ代金又は本クルーズツアー代金の払戻、支払、補償、又は、与信を受ける権利を有しません。

寄港地観光の取消ポリシー: 寄港地観光ツアー (ショアエクスカージョン) の利用規約の詳細については、運送人の[利用規約 \(英語サイト\)](#)をご覧ください。

氏名の変更には、運送人の事前承認が必要であり、常に可能とは限りません。氏名および出発日の変更は予約の取消とみなされ、取消料の対象となります。

旅行保険/トラベルプロテクション:運送人は、本クルーズに関連して生じ得る、貴殿の手荷物及び携帯品の紛失又は損傷、旅行の取消及び緊急避難、事故死又は傷害、並びに病気及び医療費に関して、貴殿が自ら旅行保険及び/又はトラベルプロテクションに加入することを強く推奨します。

貴殿が取消料免除プログラムに加入していた場合、貴殿は、このプログラムの提供者であるプリンセス・クルーズの規則に従って、取消を通知しなければなりません。取消料免除プログラムにおける払戻又は与信はそのプログラムの条件に従って行われます。貴殿が運送人を通じて航空券を購入した場合、全ての航空券は運送人の所有となり、運送人のみが払い戻しを受けます。

旅行代理店:貴殿の旅行代理店は、貴殿を代理して、貴殿の本クルーズ、これに関係する旅行、宿泊、寄港地観光、及びツアーを手配します。貴殿の予約金又はその他の金員の貴殿から運送人への送金(これはいかなる時でも貴殿が運送人に対し責任を負います)又は運送人から貴殿への返金を怠った場合を含め(これに限定されません)、旅行代理店の説明又は指示について、運送人は一切責任を負いません。貴殿は、旅行代理店が貴殿の代理店としてのみ行動し、運送人の代理店としては行動せず、貴殿の代理店とみなされることを承認します。さらに、本約款その他運送人からの通信、通知又は情報を旅行代理店が受領したときは、貴殿が受領したとみなされます。運送人が旅行代理店の財務状況や健全性について責任を負うものではないということに、貴殿は同意します。貴殿が旅行代理店に支払った金員をその旅行代理店が運送人に送金することを怠った場合でも、運送人が支払いを請求するか否かにかかわらず、貴殿には運送人に対する支払い義務があります。貴殿又は旅行代理店が本クルーズを取消し又は短縮しなければならない場合でも、貴殿が取消料免除プログラムに加入し、かつ、そのプログラムの要件を満たす場合を除いては、いかなる払戻、支払、補償、与信の提供もなされません。貴殿が、運送人又は運送人のチケットの代理店から、貴殿の旅行代理店が貴殿に約束した金額より少ない払戻、支払、与信(取消料を含み、またこれに限定されません)を受けた場合でも、運送人も運送人のチケットの代理店も当該不足額について責任を負いません。

第7条 予定航路を変更する権利、乗船港・下船港の変更、運送の代替、クルーズ及び催し物の変更、並びに寄港地の変更又は除外:代替

運送人は、いかなる理由でも、事前の通知なく、本クルーズを取消し又は変更し;予定された寄港地、航路、時刻表を包括的に変更し;予定された寄港地に寄港し、又は、寄港を取りやめ、乗船中又は下船中の催し物を取消し又は変更し;法令及び政府機関による命令に従い;水先案内人なしに航行し;曳航しあるいは曳航され;他の船舶を救助し;生命財産を保全するための援助を行い;出港又は到着日時を変更し;全部又は一部の乗客を他の船に移し;乗船地又は下船港を変更し;本クルーズを短縮し又は延長し又は船舶、航空機その他の輸送手段又は宿泊施設で代替することができます。従って、運送人は責任を負うことなく変更する可能性がありますので、本クルーズの予定日程を基準として重要事項の手配、重要会議の日程設定をしないようお

願います。また、船長及び他の輸送手段の運航者は、自己の単独の裁量により、あらゆる者の安全、安心、快適さ若しくは健康のために、又は船舶の損傷若しくは滅失を防止するために必要と認められる措置をとることができます。

貴殿は、予定されていたクルーズの中止の原因となる機械の故障が発生した場合、本クルーズ代金並びに税金、手数料及び港湾費用の全額の返金を受ける権利を有します。貴殿は、クルーズが早期に終了する原因となる機械の故障が発生した場合は、本クルーズ代金及び未使用の租税、手数料及び港湾費用の一部の返金を受けられます。また、予定されていた下船港又は貴殿の居住地(運送人の選択による)まで貴殿を輸送するための旅費、及び予定外の宿泊が必要となった場合の宿泊費の支払を受けられます。本条の第1文に規定されている取消、変更、その他の行為、扱い、又は失望の理由が運送人の排他的な管理の範囲を超える場合には、貴殿は、運送人に対し、損害賠償請求をすることができず、運送人は、損害の賠償、クルーズ代金その他のいかなる払戻、支払、補償、又は与信について、貴殿に対して責任を負わず、ホテル代、食事代、旅行費用又はその他の損失、遅滞、不便、失望、又はその他一切の費用についても、貴殿に対して責任を負いません。運送人が責任を負わない範囲は、第14条(B)に規定された事由に限定されず、悪天候、健康、医療又は環境といった状況、労働、政治又は社会的な紛争又は騒動、又は安全上の理由、又はクルーズにより船が危険にさらされ、人又は財産を損失、傷害、損害、遅延といった危険にさらすおそれがあると運送人あるいは船長が真摯に判断した事由も含まれます。本クルーズの実行が何らかの事情により、妨げられた場合には、いつでも、本クルーズは終了し、貴殿は上陸しますが、運送人は、本クルーズ代金について、払戻、支払、補償、与信供与を行う責任を負いません。

取消又は変更が、上に規定された以外の理由により、かつ、運送人の排他的な管理の範囲内にあるときに限り、運送人の責任は、以下に限定されることに貴殿は同意します。

(A) 運送人が、本クルーズ開始前に本クルーズを取り消した場合、本クルーズ代金(発生済みの航空券代金、宿泊代金を控除した金額)、租税、手数料及び港湾費用を払い戻します。

(B) 出港が遅れ、貴殿が船内に宿泊することができなかった場合、運送人は追加費用なしで宿泊及び食事の手配をすることができます。

(C) 本クルーズの乗船港又は下船港が変更された場合、運送人は、予定されていた港からの輸送を手配します。

(D) クルーズが早く終了した場合、運送人は、その裁量により、クルーズクレジットを発行し、その割合にて本クルーズ代金の払戻を行い、貴殿を他の船舶に移動させ、又は最終寄港地まで輸送することができます。

(E) 貴殿が、取り消された寄港地観光又はその他の催し物のために本クルーズ代金を超える金額を運送人に支払った場合、(払戻しがある場合に) 貴殿が払戻しを受けられるのは、取り消された催し物のために支払った金額に限定されるものとします。

本約款に明示的に規定されていない限り、運送人は、ゲストが被る現在又は将来の一切の間接的損害又はその他の損害についての責任を負いません。

第8条 特別なニーズに関する通知義務

本約款の第3条に記載のとおり、海路での旅行には潜在的なリスクがあることに鑑み、貴殿が特別の医療上、身体上その他の配慮を必要とする場合は、貴殿、貴殿の旅行アドバイザー又は貴殿を代理して旅行の予約をする者は、本クルーズの予約時に、貴殿又は貴殿の監督する者が、本クルーズ期間中、医療上の注意又は対応が必要である旨、若しくは、車椅子の使用又は介助動物の同伴が予定されており又は必要であるといった特別な配慮を必要とする旨を書面で報告しなければなりません。貴殿が本クルーズを予約した後に、上記の特別な必要性又は条件が発生した場合は、貴殿はそれを知った後直ちに、その旨を書面で運送人に報告することが求められます。歩行、会話、その他の機能について障害がある、又は、特別な介助を必要とするゲストは、航海中又は停泊中における船、船渠、舷門、係留その他の船内外の設備のデザイン、構造、運行に関する国際的な、外国の又は現地の安全水準、基準、又は適用規定によって、船内施設や催し物を利用することが制限される可能性があることを貴殿は確認し承知します。運送人が船内に備えている車椅子は緊急の医療上の目的に限定されていますので、車椅子を使用されるゲストは、ご自身の車椅子をご利用してください。運送人が、上記第4条に規定する通り、貴殿又は貴殿が監督する者を下船又は乗船を拒否できることを貴殿は承認し、同意します。貴殿が特定の安全基準及びその他の基準を満たすことができないような限定的な状況においては、運送人は、適切な補助的支援及びサービスが提供されている場合であっても、貴殿のクルーズへの参加の全部又は一部の許可を拒否する権利を留保します。

プリンセス船で旅行する身障者の方は、車椅子のご利用、特別な支援、介助動物の詳細について、プリンセスのウェブサイトの、[よくあるお問い合わせ \(英語サイト\)](#)のうち、「アクセス可能なクルーズ」の項目をご参照ください。

第9条 動物の禁止

ペット等の動物を本船に持ち込むことはできません。ただし、障害を持ったゲストのための介助動物についてはこの限りではありません。この場合、貴殿のクルーズ予約時に運送人に対し書面で通知し、運送人が書面で承認することが必要となります。貴殿は、本クルーズに同伴した介助動物に関して発生したいかなる損害又は関連費用についても、運送人に対して責任を負い、償還し、

補償することに同意します。また、貴殿は、動物に関連する書類上その他の条件を決定し、それを充足することに同意します。

第 10 条 無許可の中途下船又は上陸

いかなる港においても無許可で中途下船又は上陸する場合又は出港時に乗船しなかった場合は、そのリスク及び費用は貴殿の単独の負担となります。貴殿は、その後の乗船を拒否される可能性があり、一切の払戻、支払、補償又は与信を受ける権利を有しません。貴殿が、許可された寄港地より前に、船舶を下船し、及び/又は荷物、荷箱若しくは手荷物を陸揚げしようとする場合、貴殿は、現地の関税当局による貴殿及び/又は貴殿の持ち物の検査を受けるため、下船又は陸揚げを予定している港に到着する前日までに、旅客サービスデスクに通知しなければなりません。貴殿がこの要件を遵守せず、貴殿及び/又は貴殿の持ち物が検査のために提示されなかった場合は、貴殿は現地当局から罰金を科される可能性があります。さらに、貴殿は、当該不履行の結果として発生した費用又は罰金を負担し、及び/又はこれらを運送人に補償することに同意します。貴殿は、ある国を出発地とし、その国の他の港に帰港する往復のクルーズにおいては、その国の乗船港以外の港を訪問することはできても、恒久的に下船することはできないことを認めるものとします。貴殿がその国の別の港で下船した場合、その国の政府により罰金又は罰則が科される場合があります。貴殿は、支払運賃を対価として、本クルーズの全行程を終了しなかったために科される当該罰金又は違約金を支払うことに同意します。

第 11 条 法律及び規制、本船の規則に従う義務、勧誘の禁止

貴殿は、本約款とともに、出入国管理事務所、港湾局、検疫、税関、及び警察機関その他貴殿が旅行する各国の法令に従う義務があります。貴殿は常に、本船、運送人及び船長の全ての規則、規制及び命令に従わなければなりません。運送人の事前の書面による許可なく、船内で他の乗客に対し、商業目的で勧誘し、商品若しくはサービスの宣伝をすることを禁止します。貴殿又は貴殿が監督する乗客が、この要請に違反した場合、いかなる払戻、支払、補償、与信を受けることなく、下船させられることがあり、運送人に対し、このような違反の結果として生じた費用又は課せられた罰金を支払及び/又は償還することに貴殿は同意します。

第 12 条 健康、医療その他の個人的なサービス

海上を航海し種々の港に寄港する性質上、医療機関の利用が制限され又は遅れが生じ、本船の航行地からは緊急医療救助を受けることができない事態が発生する可能性があります。貴殿の本クルーズに関連する全ての健康、医療、その他の個人的なサービスは、これらサービスの費用を負担する乗客の便宜のために提供されます。貴殿は、貴殿のリスクと費用で、運送人に一切責任を負わせることなく、本船及びその他の場所で利用可能な医薬品、医療処置、その他個人的なサービスを受け又は利用し、貴殿のために発生した一切の医療費、救助費用、その他費用

について運送人に補償することに同意します。運送人は医療の提供機関ではありませんので、医師、看護師、その他の医療関係者又は職員は、直接乗客のために働くのであり、運送人の管理又は監督のもとで行動しているとはみなされません。運送人は、かかる医療従事者の医学の専門技術を監督するものではなく、医師又は看護師が貴殿に対して検査、助言、診断、投薬、治療、予後又はその他の専門的サービスを提供し又は提供しないことによって生じた結果について責任を負いません。同様に、これに限定されませんが、全てのスパ職員、写真家、インストラクター、ゲスト講師、エンターテイナー、その他のサービス職員は、直接乗客のために働く独立した業者であるとみなされるものとします。

第 13 条 手荷物、身の回り品、賠償責任の制限、検閲

貴殿は、服、日用品及び本クルーズに必要なその他の携帯品を入れたスーツケース、トランク、旅行鞆、小鞆、バッグ、洋服掛け等の身の回り品を入れた適切な量の手荷物を船に持ち込むことができます。貴殿が、航空機又はその他の輸送手段によって旅行する場合は、航空会社又はその他の運送会社の約款が、貴殿の旅行に適用されます。貴殿は、火器、禁制品、可燃物又は危険物その他、関連法で禁止された物品、又は運送人が、裁量により、第三者の安全又は快適な旅行に有害だとみなすその他の物品を、船に持ち込むことはできません。禁制品の完全なリストは、プリンセスの[ウェブサイト](#)でご確認いただけます。このリストは予告なしに変更されることがあります。その他持ち込みが禁止される可能性のある物品に関する質問については、運送人にお問い合わせください。運送人が、事前通知の有無を問わず、いつでも、貴殿の客室、金庫、収納場所に立ち入り検査し、もしくは、その所在場所の如何を問わず、貴殿、貴殿の手荷物及び／又は身の回り品を検査する権利を有していることに貴殿は同意します。

貴殿は、荷物又は身の回り品の滅失又は損傷に対する運送人の責任が乗客一人につき荷物 1 個あたり 250 米ドルに制限され、14 日以内のクルーズでは乗客 1 名につき手荷物は 2 個まで、15 日以上航海では乗客 1 名につき手荷物は 3 個までに制限されることに同意します。プリンセス・バケーションプランまたはプリンセス・プラチナ・バケーション・プロテクションを購入した場合は、プラン管理者に請求金額を提示すると、乗客 1 人あたり合計 1,500 米ドル(プリンセス・バケーションプランの場合)または 3,000 米ドル(プリンセス・プラチナ・バケーション・プロテクションの場合)を上限として、損害賠償金が支払われます。運送人は、貴殿の財産又は手荷物の通常の損傷に対する責任を負いません。運送人は、貿易商品、家庭用品、割れ物、又は高価品、貴金属、宝石、書類、有価証券又はその他貴重品を荷物として運ぶことを引き受けません。これらにはアメリカ合衆国法律集(the United States Code) Title 46 の Section 30503 に指定される品目を含みますが、これに限定されません。貴殿は、これらの物品を荷物として容器又はコンテナに入れて運送人に引き渡さないことを保証し、この保証に違反して運送人に引き渡された場合は、運送人は、これら物品のいかなる損失又は損害についての一切の責任を免除されます。これらの物品は、他の手段により貴殿の目的地まで運送されなければなりません。貴重品、代替がきかない物品及び薬は、貴殿が常に所持するものとし、第三者が扱う荷物又はスーツケースに入れないうようにしてください。

運送人は、状況の如何を問わず、貴殿の荷物として運んでいるか否かを問わず、現金、証券、流通証券、宝石、金、銀あるいは同等の高価品又は貴石、絵画、電子製品、コンピューター（携帯型かラップトップか否かを問わない）、DVD プレイヤー、デジタル又はフラッシュドライブのコンピューター機器、ディスク、メモリーカード又はその他の電子記憶媒体、携帯型又は同様のデバイス、携帯電話、カメラ、ビデオ、オーディオテープ、CD、双眼鏡、レクリエーション装置、電動歯磨器、化粧品、眼鏡（レンズ、サングラス及びコンタクトレンズを含む）、補聴器、医薬品、医療機器、車椅子、スクーター、リキュール又はその他のアルコール飲料、たばこ、たばこ製品、ビジネス上又はその他の書類の滅失、盗難、損傷、処分について、責任を負いません。貴殿は客室内の金庫を利用することができます。ただし、貴殿が客室の金庫を利用することで本約款に規定されている運送人の責任が加重されることにはならないことに、貴殿は同意します。

運送人が保管又は貴殿が運送人に引き渡した遺失物を含む手荷物又は財産については、下船後 90 日を超えても、書面にて運送人に請求しない場合には、貴殿はこれを放棄したものとみなされ、運送人の財産となること、これに関連した一切の申立権を放棄したとみなされることに同意します。貴殿は、請求した物品の配送のために運送人が負担した一切の手数料及び費用を支払うことに同意します。運送人は、上記の物品又は禁制品を引渡すか否かに関して一切の責任を負いません。

第 14 条 運送人の責任制限、補償

(A) 一般条項

本約款に規定された責任の制限及び免除に加えて、運送人は、責任の免除又は制限を規定している日本又は他の国の法律、又は国際協定等の全ての法令に準拠します。

(B) 運送人の支配を超える事由、不可抗力

運送人は、天災、戦争、騒乱、労働紛争、テロ、犯罪、その他潜在的な害悪の原因、政府干渉、海難、火災、船舶の拿捕又は差押え、医療救助その他の援助の必要、その他の運送人の排他的支配を超える事由、又はその他の運送人の過失によって引き起こされたとは判断されない作為又は不作為によって引き起こされた一切の死亡、傷害、病気、又は損失、遅延、その他の人身又は財産の損害の賠償する責任を負いません。

(C) 精神的苦痛に対する請求

運送人は、貴殿に対し、いかなる場合であっても、一切の精神的苦痛、精神障害又は心理面の傷から生じる損害に対する責任を負わないものとします。ただし、この損害が貴殿に対する身体的な傷害の結果又は身体的傷害の危険が実際にあったことによってもたらされた場合又は運送人が故意に与えたものである場合は、この限りでない。

(D) 危険の承諾

貴殿は、乗船中であると、下船中であると、寄港地観光であるかどうかを問わず、本船のプール、サウナ、アスレチック又はレクリエーション設備を使用すること、もしくは団体若しくは個人の活動に参加することによって、貴殿が傷害、死亡、病気その他損失を被っても、自己の責任とすること、運送人はそのことに対する責任を有しないことに同意します。運送人は運送人が所有し又は運航する本船、小型船、連絡船、又はその他の船舶以外の場所で発生した出来事に関して責任を負わないことに、貴殿は同意します。

(E) EU 発着または EU 域内のクルーズ

米国のいずれの港においても乗船、下船または寄港を行わない国際クルーズにおいて、貴殿が欧州加盟国の港において寄港または乗船をしてクルーズを開始する場合、運送人は、事故が発生した場合における運送人の乗船客に対する責任に関して規定した EU 規則 392/2009 に基づいて、手荷物の紛失または損害、死亡、および/または人身傷害に関するすべての賠償責任の制限および免責を受ける権利を有します。損失または損害が、船の事故、転覆、衝突または漂着、船内での爆発や火災、又は船舶の欠陥(規則で定義されている)を意味するものとして定義される、船舶事故に起因する場合でない限り、運送人の損害賠償責任は、当該事故が運送人の過失または怠慢の結果であることを乗客が証明した場合は、乗客 1 人あたり最大 40 万特別引出権("SDR")(約 564,000 米ドル。この金額は国際通貨基金が公表する[日次為替レート \(英語サイト\)](#)によって変動します。)に制限されます。船舶事故に起因する損失または損害が生じた場合、運送人の賠償責任は、乗客 1 人あたり最大 25 万 SDR(約 352,000 米ドル。この金額は、国際通貨基金が公表する[日次為替レート \(英語サイト\)](#)によって変動します。)に制限されます。運送人が船舶事故の発生原因が運送人の過失または怠慢によらないことを証明した場合を除き、船舶事故によって発生した損失の補償は、乗客 1 人あたり最大で 40 万 SDR まで増額される場合があります。戦争行為、敵対行為、内乱、暴動、天災、第三者の意図的の行為または不作為は船舶事故に含まれません。戦争またはテロ行為に関連して損失又は損害が発生した場合、人身傷害または死亡(船舶事故または非船舶事故のいずれであっても)に対する運送人の賠償責任は、1 件の事故で乗客 1 人につき 25 万 SDR または一隻の船につき 3 億 4,000 万 SDR のうち、いずれか低い方に限定されます。EU 規則 392/2009 の適用を受けるクルーズにおいては、懲罰的損害賠償は請求できません。EU 規則 392/2009 の具体的内容については、[EU 官報のウェブサイト \(英語サイト\)](#)をご参照ください。さらに、EU 加盟国の港にて乗船する乗客は、EU 規則 1177/2010 の下で権利が保護されています。EU 規則 1177/2010 の具体的内容については、[EU 官報のウェブサイト \(英語サイト\)](#)をご参照ください。

(F) 責任の追加的制限

本約款に記載されているすべての賠償責任の制限および免責に加えて、運送人は、賠償責任の制限と免責およびその手順を定めた米国のすべての法律(運送人の賠償責任を制限する米国の法規である、合衆国法典第 46 編、第 30501 条から第 30509 条および第 30511 条の規定を含むが、これらに限定されない)の恩恵を受けます。本約款の定めは、運送人又は適用法に基づく法的責任を制限または免責する恩恵を制限または剥奪することを意図しておらず、またそのように作用するものではありません。

(G) 寄港地観光、海岸サービス、その他の輸送手段

クルーズの前後の催し物、宿泊又は輸送など、本クルーズに関連し、本クルーズの前又は後、若しくは、クルーズの期間中提供される、運送人の船舶又は連絡船以外の旅行施設、催し物、商品又はサービスは、運送人の監督又は支配が及びません。運送人は、このような催し物、サービス及び輸送又はそれらに関する予約又はチケットの提供、販売を乗客の便宜のために行い、費用を請求する権利を有し、このような寄港地観光、サービス又は輸送の販売による利益を得ることもできます。ただし、運送人は、このような外部業者又はその従業員、輸送あるいは設備を監督支配することを引き受けものではなく、旅行、サービス、または輸送のキャンセル、座席予約のエラー、アップグレード、オーバースタッキングまたは発券の結果生じる、いかなる損失、遅延、損害、傷害、死亡、不実表示、失望に対しても責任を負わないこととします。運送人は、明示又は黙示を問わず、これら業者、輸送、ツアー、サービス、商品又は施設の妥当性、安全性、保険又はその他の要素に関し保証しません。これらサービスの責任については、本約款並びに貴殿とサービス会社との間の契約及び／又は料金表が適用されます。貴殿は、このような設備又はサービスを提供する契約者の不履行に対する運送人の責任は、乗客のために運送人が受領した金額の払戻に限定されることに同意します。運送人が購入を勧めたサービス又は設備を提供する会社又は業者は運送人が本約款の下に与えられた一切の運送人の防御権を享受することができます。

(H) 補償

貴殿は、運送人に対し、貴殿により生じた、又は貴殿又は未成年者その他の貴殿の監督下にある乗客による作為、不作為、又は法律又は本約款の違反の結果として運送人に生じた一切の損害、責任、損失、罰、罰金、費用の賠償及び補償をすることに同意します。

第 15 条請求又は訴訟の通知、期間制限、仲裁、裁判所、クラスアクションの放棄、拘束および差押えの対物管轄権の回避

下記の条項は、運送人および上記の第 1 条に記載されている運送業者の代理人、運送業者と契約した自営業業者、権利を有する業者、サービス提供者のための条項です。

(A) 請求の通知及び訴訟提起の期間制限

(i) 傷害、病気又は死亡に関しての請求

乗客の運送人に対する身体的精神的傷病又は死亡による請求訴訟の提起は、
(1) 請求の全ての事項が記載された書面による通知が、その傷害、病気又は死亡の日 から6か月以内に運送人宛になされ、(2) その傷害、病気又は死亡の日

から1年以内にその訴訟について、訴訟提起がなされ、かつ、(3) 訴え提起の日から 90 日以内に訴状の写しが送付されることを条件とします。

(ii) その他一切の主張

乗客の身体的精神的傷病又は死亡に関しての請求を除き、私的権利の侵害、差別法、消費者法又はプライバシー法、その他の法的権利の侵害、又は本約款又は本クルーズに関し生じた乗客の一切の損失、損傷又は費用についての請求は、(1) 請求の全ての事項が記載された書面による通知が、本契約により特定されるクルーズの終了予定日から15日以内に、運送人宛になされ、(2) この請求について法的手続きの着手がその終了予定日から6か月以内になされ、かつ、(3) 法的手続きの通知が法的手続き着手日から90日以内に運送人に行われることを条件とします。

(B) 訴訟の管轄

(i) 傷害、病気又は死亡に関しての請求

本約款若しくは本クルーズによって、又はこれらに関連して生じた乗客の精神的損害、身体的傷病若しくは死亡に関する一切の請求若しくは紛争は、ロサンゼルスのカリフォルニア州中部地区を管轄する連邦地方裁判所において提起されるものとし、合衆国の連邦裁判所が法的管轄権を有しない訴訟については、カリフォルニア州ロサンゼルス郡に所在する裁判所において審議されるものであり、それ以外の国、州や都市、地方自治体、郡、その他の場所の法廷において審議されるものでありません。貴殿は当該裁判所の管轄に同意し、当該裁判所に提訴される訴訟に関する異議申立権を放棄します。

(ii) その他一切の請求; 仲裁

乗客の身体的精神的傷病又は死亡に関する請求以外の契約、法律、又は、市民権、差別、消費者又はプライバシー法等の法的権利に基づいて、又は、本約款又は本クルーズによって、又はこれらに関連して生じた損失、損害又は費用についての一切の請求は、少額裁判所に提起された場合を唯一の例外として、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク1958) 21 U.S.T. 2517, 330 U.N.T.S. 3, 1970 U.S.T. LEXIS 115, 9 U.S.C. § § 202-208(以下、「条約」といいます)に基づいて、米国カリフォルニア州ロサンゼルス郡に所在する拘束力のある仲裁廷により専属的に解決されるものとします。貴殿は、いかなる紛争も仲裁人が仲裁条項を適用して解決することに合意します。貴殿は管轄地を承諾し、その仲裁廷で主張することが可能かもしれないこれに反する事項を放棄します。仲裁は、全米仲裁・調停(「NAM」)によって、その包括的紛争解決規則および手続に従い、NAMにおける手続開始時に有効な料金体系に基づいて行われるものとします。尚、これらは参照により本約款に組み込まれているとみ

なされます。NAM の連絡先は、(800) 358-2550、Claims Department, 990 Stewart Street, First Floor, Garden City, NY 11530 で、仲裁手続に関する質問をし、最新版の包括的紛争解決規則および手続、および/または料金体系を入手することができます。仲裁人は本約款を遵守しなければならず、裁判所と同様の損害賠償と救済を裁定することができます。

いずれの当事者も、適用される調停規則および本旅客運送約款に記載されている場合を除き、陪審員裁判または文書開示手続の権利、または(少額法廷を除き)如何なる裁判所にも訴訟を起こす権利を有していません。仲裁人の決定は最終的なものであり且つ当事者を拘束するものとします。裁判所で乗客や運送人が持つはずの他の権利も、調停では行使できません。仲裁判断は、条約または FAA に基づき、管轄権を有するいずれかの裁判所に判決を求めることができます。

運送人及び乗客は、仲裁において、請求権の主張をしている乗客の宣誓供述調書を作成することに同意します。かかる証言録取の制限時間は 1 件につき 3 時間とします。また、両当事者は、いずれの当事者も相手方に対し、かかる案件の証拠として重要な文書につき、10 の分野を超えない範囲で、単一の文書によりその提出要求を行うことが許可されていることに同意します。さらに各当事者は、すべての下位項目を含めて最大 25 個の質問を含む質問書を一通のみ、相手方に提出することができます。当事者の一方から要請があった場合、仲裁人は、争点を十分かつ公正に審議するために必要であると判断する場合は、文書作成、尋問、証言録取、その他の方法による証拠開示を命令する権限を有しています。少額裁判所に提起された一切の請求及び仲裁規則が執行不能か、貴殿の意思ではない理由により仲裁できない場合の請求は、ロサンゼルスのカリフォルニア中央地区の合衆国地方裁判所およびその前、または合衆国の連邦裁判所が法的管轄権を欠く訴訟について、カリフォルニア州ロサンゼルス郡にある裁判所において審議されるものであり、それ以外の州や都、市、区、地域、国の法廷において審議されるものでありません。貴殿は当該裁判所の管轄に同意し、当該裁判所に提訴される訴訟に関する異議申立権を放棄します。

調停者は、調停に関する本約款の全部あるいは一部が無効である、または無効になる可能性があるという主張を含む(がこれに限定されない)、本約款の解釈、適用性、強制力、または形成に関連した一切の争議を解決する独占権限を持ち、連邦、州、地方の裁判所または省庁はかかる権限を持っていません。

(C) クラスアクションの放棄

本約款は、関連法に別段の規定がある場合でも、クラスアクション又は代表訴訟によらずに貴殿の個別の訴訟行為を通じた紛争の独占的解決手段を規定しています。運送人に対する一切の仲裁又は訴訟は、クラスアクションの一員としてではなく又は代表訴訟の一部としてではなく、貴殿が個別に提起することについて、貴殿は同意し、貴殿はクラスアクションに参加する法的権利を放棄することに明確に同意します。貴殿の請求が上記第15条(B)(ii)に基づいて、仲裁の対象となる場合、仲裁人はクラスアクションとして請求を仲裁に付託する権限を有しないものとし、貴殿は、このクラスアクションの放棄は上記第15条(B)(ii)の規定から分離できないものとするに同意し、何らかの理由によりこのクラスアクションの放棄が特定の請求について有効ではない場合には、その場合に限り、その請求は仲裁によることはできません。

(D) 対物訴訟手続に関する権利の放棄

貴殿は、海事の不法行為の場合は、船舶を抑留し若しくは担保目的でその従物を差し押さえて対物訴訟を提起し、又は管轄権を確立するために運送人の船舶のいずれかを差し押える権利を有する場合があります。貴殿は、本約款により、担保又は裁判管轄権を得る目的で、対物又は準対物訴訟手続を用いて運送人の船舶を抑留又は差し押える権利を放棄し、かつ、運送人に対する請求訴訟を提起する場合には、運送人の信用のみを引き当てにするものとし、

第 16 条 肖像の使用及び表示、個人情報、プライバシー通知、公衆無線サービス

貴殿は、運送人及びライセンサーに対し、本クルーズ期間中入手した貴殿の写真、声、徴表を、現在認知され又は今後備えられる全ての媒体で、目的を問わず、制限することなく利用する権利を与えます。プロ写真家は、乗客を撮影し、写真を製版、展示、貴殿及び他の乗客に販売します。運送人は、船上における有線テレビその他の監視方法を利用することができます。運送人は、安全とセキュリティのために、常時、貴殿の画像、声、及び/又は行動を記録するボディカメラを含め、貴殿の船上における有線テレビその他の監視方法を利用することができます。貴殿は、貴殿は、運送人に対し、氏名、所在地、メールアドレス、生年月日、パスポート、金融機関の口座、電話番号、肖像、写真、その他個人を識別する情報を含む個人情報を提供することがあることに同意します。船内での物品及びサービスの購入、並びにカジノ、スパ及び寄港地観光を含む船上の催し物への参加は、貴殿の航海中に追加の個人情報を提供することになります。貴殿は運送人その他の者に対し、貴殿の健康、病状、食事、宗教上の制限、性的志向等の機密情報を提供することがあります。貴殿は、運送人が(a)貴殿の個人情報及び機密情報(以下、「個人/機密情報」といいます)を保持し、(b)その[個人情報取扱規程](#)に従って世界中でビジネスに個人/機密情報を利用し、(c)運送人の関連会社と個人/機密情報を共有し、(d)運送人が安全対策を採るこ

とを条件として、世界中において個人/機密情報を処理できることに同意します。貴殿は、欧州経済領域(「EEA」)において貴殿が運送人に提供した個人/機密情報が、EEA 内外、特に米国において使用、処理又は転送される可能性があることに同意します。

貴殿は、運送人が次の場合に、貴殿の個人/機密情報を資本関係のない第三者に開示できることに同意します。(a) 貴殿が要求又は許可する場合、(b) 貴殿のために取引を完結させる支援をする場合、(c) 法律、関連規則、政府及び準政府の要求、裁判所の命令又は召喚状に従うため、(d) 本約款その他合意書の執行のため又は運送人その他の者の権利、財産、安全を保護するため、(e) サービス又は資産の購入、譲渡、売却の一環として、(f) 運送人の代理機能を遂行する運送人の代理人、外部販売業者又はサービス提供者に対して提供される場合、又は(g) 都度の変更規定を含めた、運送人の方針に規定されたとき。

貴殿は、運送人の書面による明示的な同意がない限り、商業目的、メディア放送の目的、又は私的使用以外の目的のために、貴殿及び/又は他のゲストがクルー又は船舶と一緒に写っている写真、ビデオ、及びその他の視覚的又は音声的描写を使用しないこと、並びに船舶、そのデザイン、設備又はその一部を描写しないことに明示的に同意します。

運送人は、便宜のため無線インターネット又は電話接続を提供することができます(以下、「無線サービス」といいます)。ただし、これは運送人の義務ではありません。運送人は無線サービスが中断に関して、責任を負いません。貴殿は、無線サービスを貴殿のリスクで使用することに同意します。運送人は、請求(プライバシーが損なわれることを含むがそれに限らない)、損失又は損害といった結果について、どのような形においても責任を負いません。無線サービスは公共のものであり、送受信情報の秘密が保持されることを保証しません。貴殿の個人/機密情報が第三者に利用される可能性があります。無線サービスを利用することによって、貴殿は、運送人が、その裁量により、又は法律上、送信を監視、記録、傍受、開示できること及び全ての無線サービスに関する一切の情報(たとえば、請求書、アカウント又は使用履歴)を第三者に提供できることに同意します。

運送人は、貴殿の承諾を得た上で、顔認識ソフトウェアを使用できます。顔認識ソフトウェアは、貴殿のセキュリティ用写真に含まれる、貴殿の顔の固有の特徴を用いて、運送人のプロカメラマン、貴殿及び/又は他の顧客が撮影した写真を、貴殿及び/又は他の顧客が運送人のシステムにアップロードした際に、当該写真と貴殿及び貴殿と共に旅行中の人物の写真とを関連付けるものであり、これにより、貴殿がクルーズ・カード(又は貴殿のオーシャン・メダリオン)を使用して画面をスクロールし、又は客室及び請求明細書の番号を入力する方法により、貴殿の写真を迅速かつ容易に検索することが可能になります。貴殿がこれらの条件に同意する場合、顔認識に用いられる貴

殿の情報は、クルーズ終了後に運送人のシステムから削除されます。運送人は、運送人のプロカメラマンが撮影した全ての写真の著作権を保持し、運送人がその単独の裁量により、不快、好ましくない、その他不適切とみなす写真を印刷せず又は印刷を許可しない権利を留保します。

オーシャン・メダリオン・プログラムに参加したゲストに対しては、ゲストの航海に関連する ID、特典及びサービスを利用できる無線周波技術対応のデバイス(「メダリオン」)が提供されます。メダリオンは、(i) 宿泊客の身分証明書及びアカウントの認証、(ii) 宿泊客の客室へのアクセス、(iii) 宿泊客の機内及び関連する海岸施設での購入、(iv) 宿泊客と航海滞在中に運送人が撮影した写真との関連付け、(v) ビーコン技術を用いた宿泊客の移動及び船内での位置の追跡、及び(vi) 宿泊客の旅行体験に関連する個人情報、活動データ及びその他の情報の収集及び維持に使用できます。メダリオンは、単独で使用することも、オーシャン・コンパス・モバイルアプリケーションと組み合わせて使用することもできます。貴殿は、オーシャン仕様の船舶であっても、オーシャン・メダリオン・プログラムに参加する必要はありません。オーシャン・メダリオン・プログラムへの参加をご希望されない場合は、船上スタッフに連絡をして、クルーズ・カードを入手してください。メダリオンを使用してオーシャン・メダリオン・プログラムへ参加した場合は、オーシャン・サービス規約及び個人情報保護方針に従うものとし、これらは参照により本約款に組み込まれます。オーシャン・メダリオン・プログラムの詳細については、以下のウェブサイト www.Ocean.com をご参照ください。

改訂 2019 年 02 月